

議案第65号

沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月27日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

	展示室		1日	1,100円		を
	展示室		1日	1,100円		に
利根地区コミュニティセンター	会議室		1,980円	2,640円	1,980円	
	上記会議室を分割して使用する場合	会議室1	990円	1,320円	990円	
		会議室2	990円	1,320円	990円	
	研修室		660円	880円	660円	
	実習室		990円	1,320円	990円	

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の規定に基づく使用の許可に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。